

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	浄水管理センター浄水施設課 浄水整備推進室
委託業務名	真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 運転維持管理業務
委託業務場所	大津市
概要	本業務は、安全かつ安定した施設運営を行いながら、本市水道システムの再構築及び水道施設の耐震化事業を図ることを目的として、DBO方式にて事業者に発注した真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業のうち、浄水場、配水池及び加圧施設等の全ての水道施設（管路を除く）を対象とした包括的な水道施設運転維持管理業務である。
契約期間	令和7年12月24日から令和18年3月31日まで
契約年月日	令和7年12月24日
契約金額	9,073,900,000円
契約の相手方	[所在地] 大阪府吹田市広芝町10番28号 [名称] ウオーターエージェンシー・日吉・メタウォーター共同企業体 代表構成員 (株)ウォーターエージェンシー 大阪北オペレーションセンター
契約相手方の選定理由	本事業は、事業規模が大きく、事業者の技術力、経営力及び企画力等について多方面にわたる専門性から審査する必要があることから公募型プロポーザル方式による選定とした。本事業の事業者選定を設置目的とする外部有識者からなる大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会による応募者からの提案書のプレゼンテーション審査の結果、上記業者が最優秀提案者に選定された。その後審査委員会からの答申を踏まえ、上記業者が契約候補者である優先交渉権者として選定された。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
  - 2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。